

職場に潜む火災

～事例から学ぶ防火管理～

過去の火災事例から検証する
防火管理の大切さ
防火管理者の役割とは？



2001.9.1 新宿歌舞伎町 ビル火災



2006.1.8 長崎県大村市 グループホーム火災



2012.5.13 広島県福山市 ホテル火災



2013.10.11 福岡市博多区 診療所火災



企 画 意 図

相次ぐ雑居ビルやホテルなどの建物火災、その被害は甚大です。平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機に、小規模雑居ビルへの消防機関の立入検査の強化をはじめ、自動火災報知器設備や避難器具の設置、定期点検の報告の義務化などの対策がとられてきました。しかし、それ以降も、広島・福山市のホテル火災、福岡・博多の有床診療所火災など、建物火災の惨事は後を絶ちません。こうした火災事例から学ぶことは、防火管理上の問題点であり、管理権原者や防火管理者の防火管理に対する意識の問題です。

本作品は、近年改正された消防用設備などの基準見直し、雑居ビルの安全対策として統括防火管理者の権限の強化などの新しい対策を盛り込みながら、過去の火災事例から防火管理上の問題点を学び、防火管理者の業務と役割についてわかりやすく解説します。職場の仲間を火災から守る、その責務を考える内容です。

作 品 概 要

CHAPTER 1

職場の人々の命や財産を奪う火災。過去の火災事例を基に職場の防火意識の低さが、どんな悲劇を招いたのかを検証し、防火管理者の責任と役割について紹介する。

広島県福山市 ホテル火災

2012年5月、広島県福山市のホテルで火災発生。死者7人、負傷者3人という事故となった。このホテルは防火区域や火災報知機の不備等で、消防署から何度も指摘されていたにも関わらず、是正措置を取らなかった末の悲劇だった。

CHAPTER 2

新宿歌舞伎町 雑居ビル火災

2001年9月、東京新宿歌舞伎町の雑居ビルで火災発生。44人が死亡する大惨事となった。その後の調べで、エレベーターホールに段ボール箱が放置されていたこと、自動火災報知設備が作動しなかったことが判明。その上、誘導灯や避難器具が無設置で避難訓練も実施されていない等、このビルの防火管理のずさんさが浮き彫りとなった。

CHAPTER 3

防火管理者の業務

消防法では、管理権原者の責任において、職場で防火管理者を選任し、必要な業務を行うことを義務付けている。

ここでは、まず防火管理者の種類、防火管理者になるための資格取得講習会について説明する。

そして、ある職場の防火管理者の活動に密着する方法で、防火管理者の年間を通した主な業務、自衛消防の組織と各種消防訓練について、詳しく解説する。更に防火管理者の日常の主な仕事である点検作業についても紹介していく。

CHAPTER 4

統括防火管理者の選任と届出の義務化

複数のテナントが入っているビルでは、管理権原者と防火管理者は複数いる。こうした雑居ビルや高層ビルでは、管理権原者が協議して「統括防火管理者」を定め、届け出ることが平成26年に義務付けられた。

ここでは統括防火管理者の選任が必要な建物の条件や、その主な業務と役割などについて詳しく解説する。

CHAPTER 5

長崎県大村市 グループホーム火災

2006年1月、長崎県大村市の高齢者グループホームで火災発生。入居者9名のうち7名が亡くなる惨事となった。この火災によって小規模社会福祉施設の防火対策が社会問題となり、その後、消防法が改正され、収容人数10人以上の福祉施設には防火管理者を置くことが義務付けられた。

CHAPTER 6

福岡市博多区 診療所火災

2013年10月、福岡市博多区の診療所で火災発生。設置されていた防火扉が閉まらず、10人が亡くなる悲惨な事故となった。初期消火や避難誘導を行った形跡がない、設置基準以下だったためスプリンクラー未設置等の要因が被害拡大につながったことが判明。

この火災の教訓を基に、スプリンクラーや自動火災報知設備を設置する基準などが見直された。

●ライブラリー価格

¥65,000+税

監修：東京理科大学 大学院 教授
工学博士 菅原 進一

企画・制作統括 高木 裕己
脚本・演出 菊地 金義

イラスト・CG 正者 章子
ナレーター 中村 久美

DVD[カラー・約24分]/2016年

●お問い合わせ、お買い上げは……

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

香川県高松市屋島西町2484-8

TEL 087-841-1100

FAX 087-841-1101